

## 各務原市砂利採取計画に係る事前指導等調整委員会設置要綱

(平成8年5月14日決裁)

(設置)

第1条 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に規定する砂利の採取に係る採取計画（以下「砂利採取計画」という。）について、本市の意見を調整し、及び当該砂利採取業者に対し事前の指導を行うため、砂利採取計画に係る事前指導等調整委員会（以下「砂利採取調整委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 砂利採取調整委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 砂利採取計画に対する岐阜県知事への意見の調整を行うこと。
- (2) 砂利採取計画について、事前に、公共の福祉に反するものとならないよう指導すること。

(委員)

第3条 砂利採取調整委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室まちづくり推進課長
- (2) 産業活力部農政課長
- (3) 都市建設部建設管理課長
- (4) 都市建設部道路課長
- (5) 都市建設部河川公園課長
- (6) 市民生活部環境室環境政策課長
- (7) 水道部水道施設課長
- (8) 教育委員会事務局文化財課長

(委員長)

第4条 砂利採取調整委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市民生活部環境室環境政策課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 砂利採取調整委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 砂利採取調整委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 砂利採取調整委員会の庶務は、市民生活部環境室環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、砂利採取調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月3日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日決裁)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月26日決裁)

この要綱は、平成16年10月26日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月6日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日決裁)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。